

## 議案第47号

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 9月 9日 提出

みやき町長 末 安 伸 之

### 提案理由

この議案は、女性活躍推進のため住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）が公布されたことに伴い、みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

## みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年みやき町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本町の」を「本町が備える」に改める。

第4条を次のように改める。

（印鑑の登録）

第4条 町長は、前条の規定による申請の事実を確認したときは、印鑑登録原票に当該登録申請者に係る印影及び次に掲げる事項を登録するものとする。

（1）登録番号

（2）登録年月日

（3）氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）が記載されている場合にあっては氏名及び当該通称）

（4）生年月日

（5）性別

（6）住所

（7）外国人住民が氏名の片仮名表記（住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記をいう。以下同じ。）又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

（8）前各号に掲げるもののほか、印鑑の登録に関し必要な事項

2 町長は、印鑑登録原票（印影を除く。）については、磁気ディスクをもって調整することができる。

3 第1項に規定する確認の方法については、規則で定める。

第6条第1号中「氏、名、」の次に「旧氏」を、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第9条第1号中「氏」の次に「（氏の変更があったものにあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第11条第3号中「汚染」を「汚損」に、「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録をすることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定により、<u>本町が備える住民基本台帳に記録されている者</u>で1人1個に限る。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(印鑑の登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録をすることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定により、<u>本町の_____住民基本台帳に記録されている者</u>で1人1個に限る。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 <u>町長は、前条の規定による申請の事実を確認したときは、印鑑登録原票に当該登録申請者に係る印影及び次に掲げる事項を登録するものとする。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1) <u>登録番号</u></p> <p>(2) <u>登録年月日</u></p> <p>(3) <u>氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記</u></p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 <u>町長は、前条の規定による申請の事実を確認したときは、当該登録申請者に係る印影、登録番号、登録年月日、氏名（法第30条の45に規定する外国人住民であるもの（以下「外国人住民」という。）にあつては、住民基本台帳に記録されている通称（以下「通称」という。）又は氏名の片仮名による表記（以下「片仮名表記」という。）を含む。）、生年月日、男女の別及び住所を印鑑登録原票に登録するものとする。印鑑登録原票（印影を除く。）については、磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）が記載されている場合にあつては氏名及び当該通称）

(4) 生年月日

(新設)

(5) 性別

(新設)

(6) 住所

(新設)

(7) 外国人住民が氏名の片仮名表記（住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記をいう。以下同じ。）又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

(新設)

(8) 前各号に掲げるもののほか、印鑑の登録に関し必要な事項

(新設)

2 町長は、印鑑登録原票（印影を除く。）については、磁気ディスクをもって調整することができる。

2 前項に規定する確認の方法については、規則で定める。

3 第1項に規定する確認の方法については、規則で定める。

(新設)

(印鑑登録の規制)

(印鑑登録の規制)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録申請を受理しない。

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録申請を受理しない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏又は氏名、旧氏の一部を組み合わせたもので表してないもの（外

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、    又は氏名    の一部を組み合わせたもので表してないもの（外

国人住民にあっては、通称、通称の一部を組み合わせたもの又は片仮名表記、片仮名表記の一部若しくはその一部を組み合わせたもので表しているものを除く。)

(2)～(8) (略)

(印鑑登録の消除)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当したときは、印鑑の登録を消除する。

(1) 氏 氏の変更があったものにあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。) 又は名の変更により、登録を受けている印鑑が第6条第1号に該当することとなったとき。

(2)～(7) (略)

(印鑑登録証明申請書等の不受理)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する印鑑登録証明の申請は、受理しない。

(1)・(2) (略)

(3) 印鑑登録証が著しく汚損され、又は毀損されていることにより識別が困難であるとき。

(4) (略)

国人住民にあっては、通称、通称の一部を組み合わせたもの又は片仮名表記、片仮名表記の一部若しくはその一部を組み合わせたもので表しているものを除く。)

(2)～(8) (略)

(印鑑登録の消除)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当したときは、印鑑の登録を消除する。

(1) 氏 \_\_\_\_\_ 又は名の変更により、登録を受けている印鑑が第6条第1号に該当することとなったとき。

(2)～(7) (略)

(印鑑登録証明申請書等の不受理)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する印鑑登録証明の申請は、受理しない。

(1)・(2) (略)

(3) 印鑑登録証が著しく汚染され、又はき損されていることにより識別が困難であるとき。

(4) (略)

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成17年みやき町規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第3条中「条例第4条第2項」を「条例第4条第3項」に改める。

第6条中「氏名、」の次に「旧氏、」を加える。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第8条関係)

## 印鑑登録原票

印 影		印鑑登録番号	
住 民 コード			
氏 名 (旧 氏)			
生 年 月 日		性 別	
住 所			

身元確認方法

登録番号確認欄

登録年月日

審 査	交 付

様式第8号を次のように改める。

様式第8号(第8条関係)

# 印鑑登録証明書

印影	氏名 (旧氏)			
	生年月日		性別	
	住所			

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

佐賀県三養基郡みやき町長

Ⓒ

公印は黒色の電子公印です。

## 附 則

この規則は、令和元年11月5日から施行する。

みやき町印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(申請書等の受理)</p> <p>第2条 町長は、条例又はこの規則の規定による申請又は届出があったときは、申請者又は届出者の住所、氏名、<u>旧氏</u>及び生年月日を住民基本台帳と照合して受理するものとする。</p> <p>(確認の方法)</p> <p>第3条 条例第4条第3項に規定する確認は、登録申請の事実について、郵送その他町長が適当と認める方法により登録申請者に対し文書で照会し、健康保険被保険者証等（以下「保険者証等」という。）を提示の上、回答書を町長に提出しなければならない。この場合において、登録申請者が自ら持参して申請することができないときは、委任の旨を証する書類並びに登録申請者及び代理人の保険者証等を添えて、代理人により提出することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(印鑑登録証明書の作成)</p> <p>第6条 条例第10条に規定する印鑑登録証明書は、複写機により印影のほか住所、氏名、<u>旧氏</u>、生年月日、男女の別を複写して作成するものとする。</p>	<p>(申請書等の受理)</p> <p>第2条 町長は、条例又はこの規則の規定による申請又は届出があったときは、申請者又は届出者の住所、氏名_____及び生年月日を住民基本台帳と照合して受理するものとする。</p> <p>(確認の方法)</p> <p>第3条 条例第4条第2項に規定する確認は、登録申請の事実について、郵送その他町長が適当と認める方法により登録申請者に対し文書で照会し、健康保険被保険者証等（以下「保険者証等」という。）を提示の上、回答書を町長に提出しなければならない。この場合において、登録申請者が自ら持参して申請することができないときは、委任の旨を証する書類並びに登録申請者及び代理人の保険者証等を添えて、代理人により提出することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(印鑑登録証明書の作成)</p> <p>第6条 条例第10条に規定する印鑑登録証明書は、複写機により印影のほか住所、氏名、_____生年月日、男女の別を複写して作成するものとする。</p>

様式第4号 (第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

印鑑登録原票

印 影		印鑑登録番号	
		住民コード	
氏 名 (旧 氏)			
生 年 月 日		性 別	
住 所			

身元確認方法

登録番号確認欄

登録年月日

審 査	交 付

様式第4号 (第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

印鑑登録原票

印 影		印鑑登録番号	
		住民コード	
氏 名			
生 年 月 日		性 別	
住 所			

身元確認方法

登録番号確認欄

登録年月日

審 査	交 付

様式第8号(第8条関係)

様式第8号(第8条関係)

# 印鑑登録証明書

印影	氏名 (旧氏)			
	生年月日		性別	
	住所			

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日  
佐賀県三養基郡みやき町長

Ⓔ

公印は黒色の電子公印です。

様式第8号(第8条関係)

様式第8号(第8条関係)

# 印鑑登録証明書

印影	氏名			
	生年月日		性別	
	住所			

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日  
佐賀県三養基郡みやき町長

Ⓔ

公印は黒色の電子公印です。